解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

栃木県宇都宮市中央一丁目六番五号

財団法人栃木県婦人会館

代表清算人　小野　ナツ

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

埼玉県加須市上三俣二二五五番地

財団法人加須市市民活動総合支援財団

代表清算人　大橋　良一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月二十九日開催の社員総会の決議及び同日開催の理事会の決議並びに東京都知事の許可により、平成二十五年三月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

東京都渋谷区代々木一―一三―二エンドウビル二階

社団法人英才教育研究所

代表清算人　西川　桂子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月二十五日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）から平成二十五年七月十八日までにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

東京都港区六本木七丁目二一番八号霞山ビル三〇二号　財団法人日本オペレッタ協会

清算人代表　山本　時雄

解散公告（第二回）

当法人は、代表役員の承認及び愛知県知事の認可を受けて、平成二十五年二月四日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

愛知県豊橋市三ノ輪町一丁目三四番地

宗教法人御嶽教日出教会

清算人　篠原　陸郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年四月八日開催の組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

熊本県菊池市隈府七二六番地一

菊池酪農牧野改良農事組合法人

清算人　森山　良助

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

宮城県気仙沼市常楽一三〇

財団法人宮城県気仙沼高等学校教育振興会

代表清算人　岡本　寛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

秋田県横手市大雄字三村東一八番地

財団法人横手市大雄堆肥供給公社

代表清算人　小野　太咲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

福井県敦賀市中央町二丁目一番一号

社団法人敦賀港振興協会

清算人　河瀬　一治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

島根県出雲市渡橋町一一二番地

社団法人島根県ボウリング場協会

清算人　秋口　幹夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

徳島県三好市池田町マチ二二二九番地の八

財団法人蔦学園

代表清算人　蔦　貞子

解散公告（第三回）

当法人は、定款所定の解散事由の発生により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

高知市福井町二〇三一番地八

財団法人福井保育協会

代表清算人　渡辺　憲子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月十九日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目七番九号

財団法人万部島招魂場

代表清算人　神代　良忠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月五日開催の社員総会において解散を決議し、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

鹿児島市山下町一五番一号鹿児島市山下分庁舎内

社団法人鹿児島市協友会

代表清算人　請園　芳昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市稲穂二丁目二〇番、最後の住所北海道小樽市稲穂二丁目二〇番六〇六号

被相続人　亡　川代リユウ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

事務所北海道小樽市稲穂二丁目一一番一三号協和稲穂ビル四階　関口正雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鷲見　悠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区大通西一四丁目一番地、最後の住所岩手県盛岡市館向町二八番三四号

被相続人　亡　佐々木則行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

岩手県盛岡市本町通一丁目一五番二七号

相続財産管理人　石川　哲